

岩手県における学徒勤労働員の経過

『岩手近代教育史』(第二卷)抄録

岩手県教育委員会の編纂になる『岩手近代教育史』によれば、学徒勤労働員の実態について、つぎのような記載が見られる。

太平洋戦争が戦局の悪化の時期になるや、物資や労働力の不足を来し、その充足を中等学校生徒の力に求めなければならなくなった。不足の程度があまり深刻でなかった昭和十三年六月、文部省は、中学校生徒低学年は三日、高学年は四日、夏冬休業の始期あるいは終期に勤労奉仕をすることを指示している。翌十四年三月には「夏冬ノ休暇ニ限ラズ随時之ヲ行ヒ」との通牒となり、昭和十五年から十八年までの間に十七件も(通牒が)続発され、昭和十八年六月には「学徒戦時勤員体制確立要綱」が閣議決定として出され、学徒勤員期間が在学期間中の三分の一まで延長することとなった。昭和十九年以降になると「緊急学徒勤労働員方策要綱」「決戦非常措置要綱」「学徒

勤労令」「戦時教育令」などという法令、要綱、通牒などが次々と発せられ、年間常時勤労の通年勤員となり、労働時間は一日十時間、残業があれば十二時間、女子は深夜作業も可能となった。

昭和十九年七月には、県外の軍需工場への勤員命令によつて、県内中学校を中心として中学校が一斉に出動することとなった。(中略)昭和十九年より同二十年にまたがって実施された県内各校の県外勤員先の主なるものは、次の通りであった。

川崎市昭和電線電纜工場(盛岡中学校)、川崎市三菱重工川崎機器製作所(一関中学校、岩手工業学校)、平塚市日本国際航空工業(盛岡中学校、盛岡商業学校)、横浜市沢藤電気大船工場(遠野中学校、福岡中学校)、川崎市日本鋼管(岩手師範学校)、相模造兵工場、横浜市日本鑄造鶴見工場(岩手中学校)、川崎市日本鑄造、横須賀工場(一関商業学校)。